健生食輸発1110第２号
令 和 ８ 年 11月 10日

各検疫所長　殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
（ 公 印 省 略 ）

「令和８年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
（インド産おくらのテブコナゾール及びベトナム産ドリアンのプロシミドン）

標記については、令和８年３月31日付け健生食輸発0331第２号（最終改正：令和８年11月６日付け健生食輸発1106第２号）（以下「モニタリング通知」という。）に基づき実施しているところである。

今般、インド産おくらのテブコナゾール及びベトナム産ドリアンのプロシミドンについて検査命令を解除したことから、令和８年度輸入食品監視指導計画に基づき、モニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いする。

記

別表第２への追加
・インド産おくら及びその加工品（簡易な加工に限る。）のテブコナゾール
・ベトナム産ドリアン及びその加工品（簡易な加工に限る。）のプロシミドン